

## 守口市立学校タブレット端末使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、守口市教育委員会が本市立学校の児童生徒及び教職員に貸与するタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用目的)

第2条 タブレット端末は、学校の教育活動や家庭学習における学習の質、学力の向上に資することを目的として使用する。

### (機種)

第3条 貸与する端末の機種及び仕様は別表に示す。

### (所有者及び管理責任者)

第4条 タブレット端末の所有者は、守口市教育委員会とし、管理責任者は各学校長とする。管理責任者は、タブレット端末を適正に運用するため、運用管理者を指定し、管理責任者による指導のもと、業務を行わせることができる。

### (管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて、運用管理者及び教職員に対して、指導、助言を行う。

- 2 管理責任者は、タブレット端末に事故・障害等が発生したときは、初期対応を行うとともに、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。
- 3 管理責任者は、タブレット端末の管理台帳を作成し、校内の定められた場所での保管や、学校の教育活動や家庭での使用における校外への持ち出しについて、適正に管理する。
- 4 管理責任者は、原則クラウドサービスを利用してデータ保存を行いタブレット端末を常に最良の状態で使用できるように管理する。

### (使用者)

第6条 タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童、生徒及びその保護者並びに教職員とする。

### (使用者の責務)

第7条 使用者は、タブレット端末を適正に使用するとともに、使用及び携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、作成したデータをクラウドに保存することができる。

3 教育活動や家庭での学習のために、タブレット端末を校外に持ち出す場合については、管理責任者の許可を得て、校外に持ち出し家庭等で使用することとする。

(留意事項)

第8条 タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令をふまえ、次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。

- (1) 学校・家庭・社会教育施設(コミュニティセンターや市立図書館等)の信頼できるネットワーク以外への接続
- (2) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (3) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (4) ID、パスワード及びパスコードの漏洩
- (5) ハードウェア、ソフトウェアの不正な設定変更
- (6) インターネット上の誹謗中傷など、いじめや自殺、犯罪等の原因となりうる行為
- (7) 肖像権を侵害する無断での写真撮影や文書の無許可による転載等
- (8) 第2条の目的以外の利用

(周辺機器の接続及びアプリケーションの追加)

第9条 管理責任者は、学校ICT機器や特別支援教育関係の周辺機器の接続については、教育センターに申請し、許可された周辺機器のみ接続することができる。なお、その際、教育センターが別途接続可能な主な機器のリストを示すこととする。

2 管理責任者は、タブレット端末へのアプリケーションの導入を、教育センターに申請することができる。ただし、第2条の目的を達成するために有益なものであること。特に特別支援教育、外国人児童生徒支援等の視点から教育委員会とも連携し、有益なアプリケーションの積極的な活用を促進する。

(使用の制限)

第10条 管理責任者は、第8条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、教育委員会が不適切と判断したサイトへのアクセス制限を行うなど、タブレット端末の使用を制限する。

(事故・障害)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事故・障害等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等、又は、それ

らの恐れのあるとき

- (2) ID、パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
- (3) タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盜難にあったとき
- (4) タブレット端末が正常に作動しなくなったとき
- (5) 人権侵害事象が生起した可能性があるとき

(弁 償)

第 12 条 破損、故障、紛失等の事故あるいはその他の理由で、修理・交換等の費用が発生した場合、使用者は、別に定める「学習用タブレット端末の弁償に関する取扱基準」に従い、相当の代価を弁償しなければならない。

(その他)

第 13 条 本規定に定められていない事項については、隨時、学校及び教育委員会で協議し決定する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。